

資料 3

取扱注意

## 土壌調査における測定結果について

### 1 調査の目的

環境影響評価配慮書及び方法書での知事意見を踏まえ、施設整備工事に係る見積設計図書の作成に供する資料提供を目的として実施

### 2 調査の内容

#### (1) 調査範囲及び調査区画数

調査範囲：事業予定地の東側 約2ヘクタールの中山製鋼所操業時の表層部分を調査  
調査区画数：24区画（30メートル格子）

#### (2) 調査項目

##### ①第1種特定有害物質（揮発性有機化合物：11物質）の土壌ガス調査

（四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン）

##### ②第2種特定有害物質（重金属等：9物質）の土壌溶出量及び土壌含有量

（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物）

##### ③第3種特定有害物質（農薬等：5物質）の土壌溶出量

（シマジン、チラウム、チオベンカルブ、PCB、有機りん化合物）

### 3 測定結果（速報値）

#### ア 土壌ガス調査

地表面より土壌ガスを採取して調査した結果、「テトラクロロエチレン」が、1区画で検出されました。

取扱注意
------

## イ 土壌溶出量

調査区画ごとに、製鋼所操業時の表層部分と考えられる位置から深さ 50 cm (0~0.5m) の土壌を採取して調査した結果、「ふっ素及びその化合物」が、次表のとおり土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	基準超過範囲	土壌溶出量基準	調査区画数※	超過区画数※	基準に対する倍率
ふっ素及びその化合物	0.97~2.0 mg/L	0.8 mg/L 以下	24	3	1.2~2.5

※調査対象地を 30 メートル格子で分割した区画数

## ウ 土壌含有量

調査区画ごとに、製鋼所操業時の表層部分と考えられる位置から深さ 50 cm (0~0.5m) の土壌を採取して調査した結果、「鉛及びその化合物」が、次表のとおり土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	基準超過範囲	土壌含有量基準	調査区画数※	超過区画数※	基準に対する倍率
鉛及びその化合物	160~1700 mg/kg	150 mg/kg 以下	24	22	1.1~11.3

※調査対象地を 30 メートル格子で分割した区画数

## エ 地下水

調査対象地内の 1 地点で調査した結果、県民の生活環境の保全等に関する条例で規定されている土壌汚染等対策基準の中の地下水基準に適合していました。

## 4 土壌汚染の原因

ふっ素及びその化合物並びに鉛及びその化合物については、調査対象地での、それらの物質の使用履歴が確認されていないため、原因につきまして、現時点では不明です。

## 5 今後の予定

- ①県担当課に対して結果の報告と結果の公表等に係る協議を実施  
(知多県民センター環境保全課並びに県水地盤環境課)
- ②結果の公表に係る調整 (構成市町等)

(注) この資料に記載しました測定結果につきましては、現在速報値の段階であります。数値が確定いたしましたら、公表前に改めてお知らせいたしますので、取り扱いにはご配慮をお願いいたします。

**取扱注意**

## 6 組合の見解

今回の結果につきましては、購入時の想定を大きく外れるものではなく、十分に対応が可能な値であるという認識をしております。

土壤汚染対策法や県民の生活環境の保全等に関する条例では、人への健康被害を防止するため、土壤汚染による健康への影響を、以下の2つに分けて考えています。

今回の結果を、その考えに照らし合わせました。

### ①地下水の摂取などによるリスク

土壤に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を口にするこ  
とによるリスク。(土壤溶出量基準(25物質)を規定)

→今回の地下水調査の結果は、土壤汚染等対策基準の中の地下水基準に適合しており、現時  
点では、土壤に含まれる有害物質による地下水汚染はされていない状況にあります。

このため、地下水の摂取などによるリスクは低いと考えております。

引き続き、環境影響評価手続にて、地下水調査を実施し、結果を確認してまいります。

### ②直接摂取によるリスク

有害物質を含む土壤を口や肌などから直接摂取することによるリスク。  
(土壤含有量基準(25物質のうち9物質)を規定)

→関係者への聞き取り等を行った結果、調査範囲の現在の地表面は、製鋼所操業時の表層部分  
と考えられる位置の上に、碎石等で盛土が行われた状態であることが判明しました。

(記録・図面無、範囲等の詳細は不明。)

よって、今回の調査範囲としました、製鋼所操業時の表層部分と考えられる位置の深さは、  
現在の地表面より低い位置であります。

このことから、製鋼所操業時の表層部分は、一定の盛土にて覆われており、地表面には露出  
していないことから、現時点では、有害物質を含む土壤を直接摂取するリスクは低く、有害  
物質を含む土壤が拡散する状況にもあたらないと考えております。

今後につきましては、すみやかに県並びに関係機関と協議を行い、結果の公表に係る事項等  
について、適切に対応してまいります。

なお、この場所でごみ処理施設を整備するのにあたって、津波対策として、敷地全体を良質土  
で50cm以上の嵩上げを実施する計画としております。

(平成26年8月18日開催の知多南部広域環境組合議会議員連絡会議 説明)

このことは、愛知県土壤汚染等対策指針に定められている、特定有害物質による汚染の拡散を  
防止するための措置の手段の一つであり、より安全性を高められるものと判断しております。